

**「臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務」
受託候補者審査基準**

本受託候補者審査基準は、提出された提案内容に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

本市の職員により構成する受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、受託候補者を選定する。

2 選定方法

選定委員会において、企画提案書等の提出書類を別表に基づき採点し、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者であった場合は、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば受託候補者として選定する。

3 評価方法

- (1) 選定委員会は、別表の各項目について、「団体の概要」を除き以下の5段階で評価する。

判定	評価	評価項目点
A	極めて良好	5点
B	良好	4点
C	普通	3点
D	やや不十分	1点
E	不十分	0点

- (2) 団体の概要は、以下の3段階で評価する。

評価	評価項目点
京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定される市内中小企業である	5点
京都市内に本社又は支社、事業所を有している	3点
上記に該当しない	0点

- (3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

- (4) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

- (5) 選定委員会で各委員が採点した点数の合計点数を委員の数で除し（小数点以下第2位を切捨て）、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が合計の50％に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

- (6) 得点が同一であった場合、見積金額（総額）が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合には、提案者からの再度の見積書提出により、最も見積金額（総額）の低い応募者を受託候補者とする。

4 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 企画書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合
- (3) 企画書等に必要な項目が記載されていない場合

評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価点	加重点	配点
基本事項	本市の考え方を理解し、安定的かつ円滑に履行できるよう、明確かつ現実的な実施方針が示されているか。 市民サービスを向上させるための具体的な方針が示されているか。	5	1	10
	個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、安心して委託することができるかと判断できるものか。	5	1	
実務 実施体制	全体の組織・実施体制が具体的に記述されているか。 業務を円滑に実施するための遂行体制・指揮命令系統や、本市との情報伝達を適切に行うための体制・仕組みが提案されているか。 責任者の配置、従事者の役割分担・配置計画が具体的に提案されているか。	5	3	45
	契約締結から業務開始日までの準備スケジュールや体制構築が、具体的に記述されており、その内容が実現可能で現実的かつ合理的なものと認められるか。	5	2	
	研修内容及び実施体制が具体的に記述されているか。 研修内容が本市の方針を取り込んだ内容であり、その内容が有効なものと認められるか。	5	2	
	事務を効率的に実施するために、知識・経験を有する人員を適切に配置する見込みが具体的に提案されているか。	5	2	
実務 実施内容	本市が示す事務処理フロー等について、全て対応することを記載しているか。 業務を効率的に実施するための方法が具体的に記述されているか。	5	1	30
	知識や経験が必要な内容点検等の業務内容に対する対応策が提案されているか。	5	2	
	窓口における市民からの問合せに対し、迅速かつ適切に回答するための対応が具体的に提案されているか。	5	2	
	業務委託目的を遂行するための効果的な取組について提案があり、その内容が有効なものと認められるか	5	1	
リスク管理 及び 法令順守	リスク管理及び法令遵守について具体的な記述があり、社内において適切な取組がなされているか。 委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理、リスクマネジメントを踏まえた提案がされているか。	5	1	25
	窓口における市民等からの苦情や相談に対する体制、対応方法及びトラブルの未然防止策が具体的かつ明確に記述されているか。	5	2	
	個人情報保護、守秘義務の遵守及び情報漏えい防止に向けた方針や取組が具体的かつ明確に記述されているか。 未然防止とともに、事象発生後の対応が、適切に提案されているか。	5	2	
実績	本委託業務又は類似業務について、地方公共団体（特に政令指定都市）における受注実績があり、安定して業務を遂行するための十分な実績があると認められるか。	5	4	20
団体の 概要	京都市内の中小企業であるか。	5	1	5
見積金額	(最低提示価格／貴社提示価格) × 5 ※小数点以下第2位は四捨五入	5	3	15
合計				150